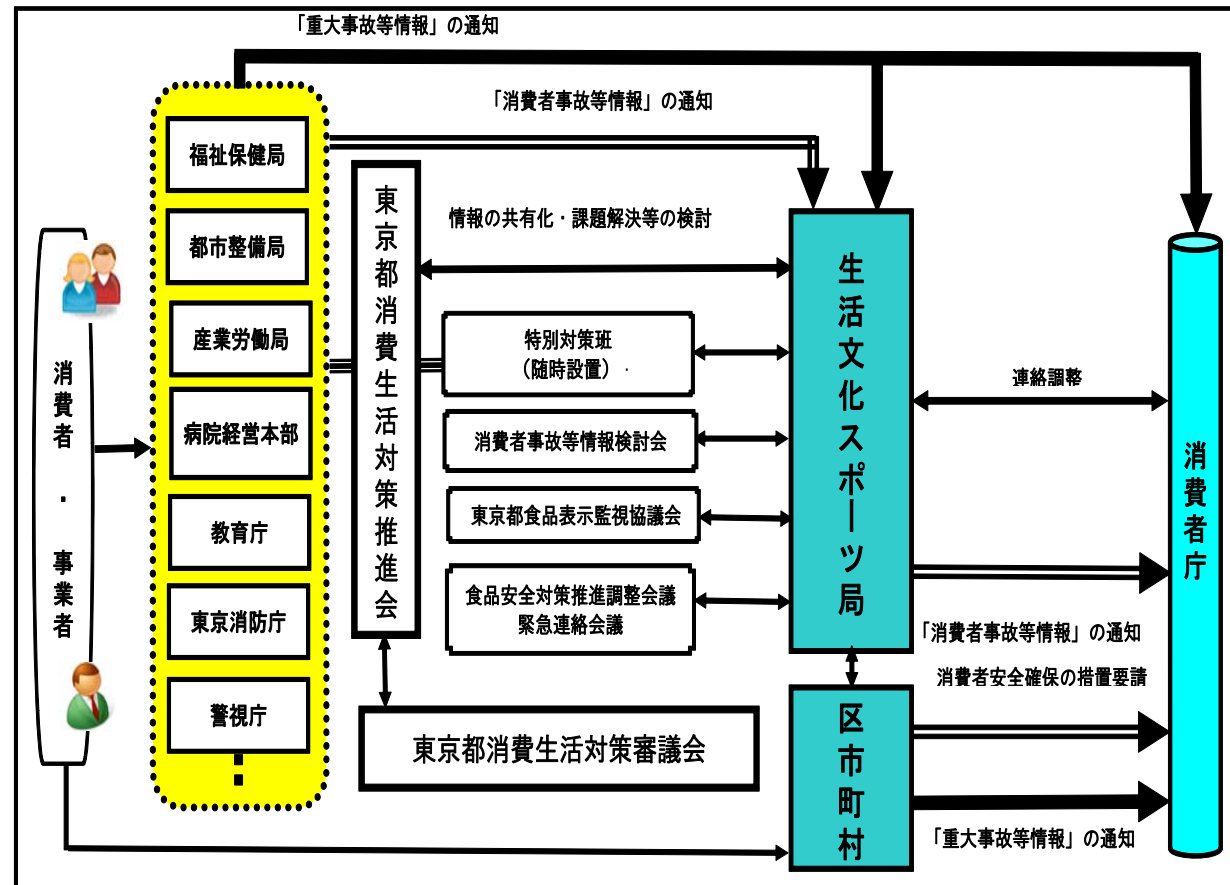


消費者事故等情報に関する東京都の体制

～消費生活行政の総合力・機動力を高める～

○消費者事故等に係る連携体制



○消費者安全法（抜粋）

- 地方自治体の責務（第4条第1項）-
消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務
- 消費者事故等に関する情報の通知（第12条第1項）-
都道府県知事等は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

○平成22年1月に消費者情報総括担当課長を設置

消費者事故等情報の総合的活用を推進

- 消費者事故等防止施策の企画立案
- すき間事案にも対応
- 都民・消費者団体、マスコミへの情報提供
- 国・業界団体への提案要求
- 特別対策班の設置について関係局と調整

